

公 募 説 明 書

1 件名

令和7年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価書の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添1「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

(2) 土地評価精通者

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な精通者意見価格調書等の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

(6) その他、本説明書、別添1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添2「土地評価精通者業務仕様書」（以下併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 公募説明書配付等の期間及び場所

(1) 期間

公告日から令和6年7月25日（木）までの午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後1時までを除く。

(2) 場所

局 署	部 署	住 所	電話番号
広島国税局	総務部会計課経費係	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館	082-578-5955 内線：4601
鳥取税務署	資産課税部門	鳥取市富安 2 丁目 89 番地 4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江税務署	評価専門官	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東税務署	評価専門官	岡山市北区天神町 3 番 23 号	086-225-3141
広島東税務署	評価専門官	広島市中区上八丁堀 3 番 19 号	082-227-1155
山口税務署	評価専門官	山口市巾原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-1340

5 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和 6 年 7 月 25 日（木）午後 5 時 （必着）

(2) 提出先

〒730-8521 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館
広島国税局 総務部 会計課 経費係

(3) 提出方法

イ 提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）をもって希望届出書等を送付するときは、封筒に「令和 7 年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書等 在中」と朱書し、提出期限までに提出先へ到着するように送付する。

ロ 提出先へ持参するときは、提出期限までに提出先へ提出する。

(4) 提出書類

イ 鑑定評価員等

別紙 1-1 及び 1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ 土地評価精通者

(イ) 不動産鑑定士

別紙 1-1 及び 1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

(ロ) 不動産鑑定士以外

別紙 2-1 及び 2-2

「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ 鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

別紙3「指名停止等に関する申出書」

別紙4「誓約書（役員等名簿を含む。）」

＊個人事業主の方も役員等名簿の提出をお願いします。

別紙5「契約に係る情報の公表について」（個人事業主の方のみ提出をお願いします。）

(5) その他

イ 公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書及び仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 当局へ提出した上記（4）の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

6 契約保証金

全額免除する。

7 希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

8 契約書または請書の作成の要否

契約書または請書の作成を要する。

(1) 鑑定評価員等

別添3「契約書（案）」のとおり。

(2) 土地評価精通者

別添4「請書（案）」のとおり。

9 契約者の決定方法等

(1) 鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により選任された鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

(2) 土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により選任された土地評価精通者又は所属する組織（法人又は個人）と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

10 報酬

(1) 報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は別添1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

(2) 報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

(3) 報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

11 問合せ先

(1) 仕様内容に関する事項

広島国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

Tel082-578-5955 内線 3737

(2) 契約に関する事項

広島国税局 総務部 会計課 経費係

Tel082-578-5955 内線 4601

12 その他

交付書類は、「令和7年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

なお、本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。